

平成22年度参画協働の取組 自己評価シート

(所管課名)危機管理防災室

1 平成22年度の細事業概要

必要に応じて行の幅を拡大すること

事業名	自主防災活動推進事業	章	2
細事業名	防災に関する啓発経費	節	3
上位事業の目的	自主防災クラブの結成推進や自主防災リーダーを養成することなどで、地域の防災力を高める。		
H22年度細事業の取り組み実績	新規に結成された自主防災クラブに対して、防災活動に必要な資機材を助成するとともに、防災リーダーを育成するため災害図上訓練(DIG)を実施し、市民の防災意識の啓発・普及を図った。 別添資料(有・無)		
参画の手法	毎年開催される総合防災訓練、地域ごとに開催されるまなぼうさい等への参加の呼びかけや出前講座の実施・自主防災クラブリーダー研修・防災・国民保護セミナーなどの研修の参加を促し、防災に対する知識・意識の深化を図るとともに自主防災クラブ未結成地域への結成促進を行う。		
協働の形態	防災については「自助・共助・公助」の連携が重要である。地域ごとに自主防災クラブを結成し、日頃の自主的な訓練・研修の中で、自らの身を自らで守る「自助」、地域の中で互いに助け合う「共助」、そして行政からの様々な支援策等の「公助」という考え方を深め、災害時に個人・地域・行政が連携・協力して対応できる災害に強いまちづくりを行っていく。		

2 細事業コスト

(単位:千円)

決 算 額	平成22年度決算	平成23年度予算	平成24年度見込み
予 算 額	10,064	50,312	12,000

3 細事業の参画協働に関する自己評価

評価ポイント		具体的な取組と評価・その理由など	
(情報共有)		・熊本シティエフエムによる広報番組「直樹とさくらの防災広め隊」(毎週土曜日)により、活発な活動をしている自主防災クラブの紹介や防災関係機関の取組等を紹介している。 ・熊本市ホームページ上に「自主防災クラブについて」を常時掲載し、自主防災クラブの結成のための手続き等を紹介している。 ・市内全世帯に配布している「わが家の防災マニュアル」にも参加を促す内容で記載している。	
参 画		・自主防災クラブ結成に関しては消防局においても結成に努めており、各地域所轄の消防局・出張所で未結成の町内を訪問し啓発に努めている。 ・総合防災訓練への参加案内、22年度城南地区・植木地区で開催された「まなぼうさい」への参加案内及び全自主防災クラブを対象にしたリーダー研修を市政だよりではなく、各会長さん宛の書面で案内を行った。	
		・所轄の消防署や出張所と連携して防災訓練・まなぼうさい・リーダー研修の際、直接意見やニーズの収集を図り、反映させることで、より有効な訓練・研修になるようにしている。	
課題と改善点	各種の訓練・研修への参加やクラブ結成について呼びかけているが、地域により温度差があるので、広報や啓発手法について工夫が必要である。	自己評価	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった
		B	

評価ポイント			具体的な取組と評価・その理由など		
協働		【役割の分担】 当初の期待と比べ、市民との役割分担を明確にして対等な立場で事業を進めることができましたか	自主防災クラブは防災における「共助」の部分を担う組織である。その結成促進等を行うことで「自らの地域は自ら守る」という意識の醸成を行うことができ、それぞれの地域で地域の実情にあった防災体制が整備された。		
		【事業効果の向上】 当初の期待と比べ、市民との協働により、行政単独で行うよりも市民満足度が高まるなどの事業効果を上げることができましたか	結成された自主防災クラブ内で自主的に図上訓練や避難訓練等を実施し、発災時や災害発生の際の恐れのある時にそれぞれがどのような役割でどう動けばよいのか、また事前に地域においての危険箇所の確認や、避難経路の確認など、行政だけでは対応が困難な部分をカバーし、迅速に避難する体制づくりができた。		
		【信頼関係の構築】 当初の期待と比べ、協働を通じて情報共有を図り、お互いの信頼関係を築き、双方が実感できましたか	訓練や研修に行政からも参加し、指導助言することで、いざという時の互いの信頼感を築いていくことができた。		
	課題と改善点	自主防災クラブの中でもその意識に温度差が見受けられる。自主的な訓練等の実施に向けての機運を醸成していくことを目指し、啓発の手法を検討していく必要がある。		自己評価 B	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった
情報共有・参画・協働の経費や期間に関する課題と改善点		市政だよりやホームページ等の活用に合わせて今般の防災意識の高まりの中でテレビ・ラジオ等のメディアを利用して求められている正確な情報の共有を図る必要がある。 予算としては自主防災クラブへの資機材の助成が実施されているが助成の内容について今後検討の必要がある。			

4 平成23年度の計画

23年度以降の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小・終期設定 ☐ 廃止・休止
H23細事業の取り組み予定	情報発信として従来のものに、洪水・地震・高潮のハザードマップを綴じこんで「わが家の防災マニュアル」の更新を行い、全戸に配布することで情報の共有を図る。 自主防災クラブ結成啓発に専従する職員3名(消防局OB)を新たに配置し、消防局との連携により未結成の地域への結成の働きかけを進めていく。 また、避難所標識看板の修復・新設を実施し、避難所の認知度をあげることによって、地域の防災力向上の一助とする。
参画の手法	「自助・共助・公助」の考え方を浸透させ、自主防災クラブの結成の機運を高めるため、総合防災訓練や地域ごとに開催されるまなぼうさい等への積極的な参加ができるよう、効果的な広報を実施し、情報共有を目指す。また、出前講座の実施や消防局と連携しながら直接地域の声に耳を傾け効果的な意識の深化を図り、結成を促す。
協働の形態	地域住民による地域ハザードマップの作成、避難経路の把握などを行政が支援することでコミュニティ力を向上させ、また、行政と地域が連携して訓練を実施することで地域の防災力を高めていく。



総合防災訓練(小島橋下流)



まなぼうさい(自主防災クラブによる人員報告)



リーダー研修



救急講習

熊本市自主防災クラブ助成要綱

制定 平成 8年11月 1日市長決裁
改正 平成11年 3月24日市長決裁
平成12年 8月 1日総務局長決裁
平成15年11月17日総務局長決裁
平成20年 4月 1日市長決裁
平成22年10月 1日危機管理防災室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市自主防災クラブ育成指導要綱（平成8年11月1日制定）第5条第1項に基づき、自主防災クラブに対する資機材の現物支給について必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第2条 自主防災クラブへの助成は、予算の範囲内において、資機材を現物で支給することにより行う。

2 自主防災クラブへの助成は、1 自主防災クラブにつき1回限りとし、結成時に行う。ただし、次のいずれかに該当する場合で市長が必要と認めるときは、再助成することができる。

- (1) 災害活動中又は訓練実施中に資機材がき損したとき。
- (2) 自主防災クラブ結成時から10年経過し、かつ、資機材が本来の使用に耐え得ないとき。
- (3) 自主防災クラブの名称の変更があったとき（クラブ旗の再助成に限る。）。
- (4) 自主防災クラブの組織再編又は世帯数の増加により、必要な資機材の増加が見込まれるとき。

(助成の品目等)

第3条 助成する資機材の品目及び数量は、別表第1に規定する点数の範囲内において、別表第2に従い決定する。ただし、前条第2項の規定により再助成する場合の助成する資機材の品目及び数量は、各自主防災クラブの必要に応じて、市長が決定する。

2 前条第2項第1号及び2号に基づき再助成する場合にあっては、当該使用に耐え得ない資機材の支給に替えて、当該使用に耐えない資機材の品目の点数の範囲内において、他の品目の資機材を支給することができる。

(助成の申請)

第4条 資機材の助成を受けようとする自主防災クラブは、熊本市自主防災クラブ資機材助成申請書（様式第1号）又は熊本市自主防災クラブ資機材再助成申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、相当と認めたときは、助成を決定し、熊本市自主防災クラブ資機材助成決定書（様式第2号）又は熊本市自主防災クラブ資機材再助成決定書（様式第2号の2）により通知する。

(受領書の提出)

第6条 資機材を受領した自主防災クラブは、品目及び数量等を確認し、遅延なく資機材助成受領書（様式第3号）又は資機材再助成受領書（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し等)

第7条 市長は、助成の決定を受けた自主防災クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に助成した資機材の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。
- (2) 資機材を防災活動以外の目的のために使用したとき。
- (3) 自主防災クラブが解散その他の事由により活動できなくなったとき。

(資機材の活用等)

第8条 助成を受けた自主防災クラブは、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 資機材を活用した自主的な防災訓練等を行うこと。
- (2) 資機材を定期的に点検するとともに、これを適正に維持管理すること。
- (3) 市が行う総合防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年11月1日から施行する。
- 2 熊本市自主防災組織推進要綱（昭和63年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

助成点数

構成する自治会等の規模	点数
300世帯以下	1,000点以内
301～600世帯	1,200点以内
601～900世帯	1,400点以内
901世帯以上	1,600点以内

備考 同一校区内の複数の自治会等が合同で結成する場合における点数は、次のとおりとする。

点数 = 各自治会等当たりの点数の合計 - 300点 × (自治会等の数 - 1)

別表第2（第3条関係）

助成資機材の品目、数量及び点数一覧

	番 号	品 目	数 量	点 数	点数合計
標準 資 機 材	1	ク ラ ブ 旗	1	300	300
	2	ヘルメット	3	20	60
	3	腕 章	3	12	36
	4	警 笛	3	2	6
	5	メ ガ ホ ン	3	6	18
	小 計	—	—	—	420
選 択 資 機 材	6	腕 章		12	
	7	警 笛		2	
	8	メ ガ ホ ン		6	
	9	トランジスタメガホン		150	
	10	ラジオ付ライト		50	
	11	ヘルメット		20	
	12	ロ ー プ		50	
	13	防災シート		10	
	14	担 架		250	
	15	消火用バケツ		10	
	16	誘 導 旗		50	
	17	背負い式搬送ベルト（一人用）		100	
	18	トランシーバー（一式）		350	
	19	反射ベスト		100	
	小 計	—	—	—	
合 計 点 数					点

備考

- 1 助成が決定した自主防災クラブは、助成点数の中から標準資機材（420点）を必ず取得し、残りの点数の範囲内で選択資機材を取得する。
- 2 同一校区内の複数の自治会等が合同で結成する場合には、構成する各自治会等ごとに標準資機材を取得する。ただし、クラブ旗については、1クラブ1旗のみの支給とする。

熊本市長 （宛）

名 称
会長氏名
住 所
電 話

熊本市自主防災クラブ資機材助成申請書

資機材の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 記
- 1 自主防災クラブ結成年月日

年 月 日
- 2 自主防災クラブ構成世帯数

世帯（ 年 月 日現在）
- 3 自主防災クラブ加入人員

人（ 年 月 日現在）
- 4 助成希望資機材の品目及び数量

	番号	品 目	数量	点 数	点数合
標準資機材	1	ク ラ ブ 旗	1	3 0 0	3 0 0
	2	ヘルメット	3	2 0	6 0
	3	腕 章	3	1 2	3 6
	4	警 笛	3	2	6
	5	メ ガ ホ ン	3	6	1 8
	小計	―――	――	――	4 2 0
選 択 資 機 材	6	腕 章		1 2	
	7	警 笛		2	
	8	メ ガ ホ ン		6	
	9	トランジスタメガホン		1 5 0	
	1 0	ラジオ付ライト		5 0	
	1 1	ヘルメット		2 0	
	1 2	ロ ー プ		5 0	
	1 3	防災シート		1 0	
	1 4	担 架		2 5 0	
	1 5	消火用バケツ		1 0	
	1 6	誘 導 旗		5 0	
	1 7	背負い式搬送ベルト（1		1 0 0	
	1 8	トランシーバー（一式）		3 5 0	
	1 9	反射ベスト		1 0 0	
	小計	―――	――	――	
合 計 点 数					点

備 考 会長氏名を自署する場合は、押印は不要です。

年 月 日

熊本市長 （宛）

名 称
会長氏名
会長住所
会長電話

印

熊本市自主防災クラブ資機材再助成申請書

_____ のため資機材の再助成を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

- 1 自主防災クラブ結成年月日 年 月 日
- 2 自主防災クラブ構成世帯数 世帯 (年 月 日現在)
- 3 自主防災クラブ加入人員 人 (年 月 日現在)
- 4 再助成希望資機材の品目及び数量

番号	品 目	点数	数 量	点数合計	備 考
1	ク ラ ブ 旗	300			
2	腕 章	12			
3	警 笛	2			
4	メ ガ ホ ン	6			
5	トランジスタメガホン	150			
6	ラジオ付ライト	50			
7	ヘルメット	20			
8	ロ ー プ	50			
9	防災シート	10			
1 0	担 架	250			
1 1	消火用バケツ	10			
1 2	誘 導 旗	50			
1 3	背負い式搬送ベルト（1人用）	100			
1 4	トランシーバー（一式）	350			
1 5	反射ベスト	100			
合 計					_____

様

熊本市長

熊本市自主防災クラブ資機材助成決定書

年 月 日付で申請のあった資機材を下記のとおり助成することに決定しましたので通知します。

記

	番号	品 目	数量	点 数	点数合
標準 資機材	1	ク ラ ブ 旗	1	3 0 0	3 0 0
	2	ヘルメット	3	2 0	6 0
	3	腕 章	3	1 2	3 6
	4	警 笛	3	2	6
	5	メ ガ ホ ン	3	6	1 8
	小計				4 2 0
選 択 資 機 材	6	腕 章		1 2	
	7	警 笛		2	
	8	メ ガ ホ ン		6	
	9	トランジスタメガホン		1 5 0	
	1 0	ラジオ付ライト		5 0	
	1 1	ヘルメット		2 0	
	1 2	ロ ー プ		5 0	
	1 3	防災シート		1 0	
	1 4	担 架		2 5 0	
	1 5	消火用バケツ		1 0	
	1 6	誘 導 旗		5 0	
	1 7	背負い式搬送ベルト（1		1 0 0	
	1 8	トランシーバー（一式）		3 5 0	
	1 9	反射ベスト		1 0 0	
	小計				
合 計 点 数			点		

様

熊本市長

熊本市自主防災クラブ資機材再助成決定書

年 月 日付で再申請のあった資機材を下記のとおり再助成することに決定しましたので通知します。

記

番号	品 目	点数	数 量	点数合計	備 考
1	ク ラ ブ 旗	——		——	
2	腕 章	12			
3	警 笛	2			
4	メ ガ ホ ン	6			
5	トランジスタメガホン	150			
6	ラジオ付ライト	50			
7	ヘルメット	20			
8	ロ ー プ	50			
9	防災シート	10			
1 0	担 架	250			
1 1	消火用バケツ	10			
1 2	誘 導 旗	50			
1 3	背負い式搬送ベルト（1人用）	100			
1 4	トランシーバー（一式）	350			
1 5	反射ベスト	100			
合 計					——

熊本市長 （宛）

名 称
会長氏名
住 所
電 話

熊本市自主防災クラブ資機材助成受領書

資機材の助成を下記のとおり受領いたしました。

記

	番号	品 目	数量	点 数	点数合
標準 資機材	1	ク ラ ブ 旗	1	3 0 0	3 0 0
	2	ヘルメット	3	2 0	6 0
	3	腕 章	3	1 2	3 6
	4	警 笛	3	2	6
	5	メ ガ ホ ン	3	6	1 8
	小計	――	――	――	4 2 0
選 択 資 機 材	6	腕 章		1 2	
	7	警 笛		2	
	8	メ ガ ホ ン		6	
	9	トランジスタメガホン		1 5 0	
	1 0	ラジオ付ライト		5 0	
	1 1	ヘルメット		2 0	
	1 2	ロ ー プ		5 0	
	1 3	防災シート		1 0	
	1 4	担 架		2 5 0	
	1 5	消火用バケツ		1 0	
	1 6	誘 導 旗		5 0	
	1 7	背負い式搬送ベルト（1		1 0 0	
	1 8	トランシーバー（一式）		3 5 0	
	1 9	反射ベスト		1 0 0	
	小計		――	――	
合 計 点 数					点

備 考 会長氏名を自署する場合は、押印は不要です。

年 月 日

熊本市長 （宛）

名 称
会長氏名
会長住所
会長電話
印

熊本市自主防災クラブ資機材再助成受領書

資機材の再助成を下記のとおり受領いたしました。

記

番号	品 目	点数	数 量	点数合計	備 考
1	ク ラ ブ 旗	300			
2	腕 章	12			
3	警 笛	2			
4	メ ガ ホ ン	6			
5	トランジスタメガホン	150			
6	ラジオ付ライト	50			
7	ヘルメット	20			
8	ロ ー プ	50			
9	防災シート	10			
1 0	担 架	250			
1 1	消火用バケツ	10			
1 2	誘 導 旗	50			
1 3	背負い式搬送ベルト（1人用）	100			
1 4	トランシーバー（1式）	350			
1 5	反射ベスト	100			
合 計					_____

熊本市自主防災クラブ育成指導要綱

制定 平成 8年11月 1日市長決裁
改正 平成11年 3月24日市長決裁
平成15年11月17日総務局長決裁
平成20年 4月 1日市長決裁
平成22年10月 1日危機管理防災室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第4条第3項並びに熊本市国民保護計画第2編第1章第2の5の（1）並びに熊本市地域防災計画に基づき、市民による地域の自主的な防災組織を育成・指導するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(自主防災クラブの認定)

第2条 市長は、市民による地域の自主的な防災組織のうち、次に掲げる基準を満たすものを自主防災クラブと認定し、その育成、指導及び助成を行うものとする。

- (1) 町内自治会等を組織単位として、地域の住民の隣保協同の精神に基づいて、自主的に結成される組織であること。
- (2) 地震、風水害、火災その他の災害の防止に努めるとともに、その被害を軽減するための防災活動を行おうとする組織であること。
- (3) 国民の保護のための措置（国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。）に資するための自発的な活動を行おうとする組織であること。

2 前項の自主防災クラブの認定を受けようとする組織は、自主防災クラブ結成届（様式第1号）、自主防災クラブ規約、自主防災クラブ防災計画その他の必要書類を市長に提出しなければならない。

(結成の承認)

第3条 市長は、前条に規定する必要書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、結成を承認するときは、結成承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(育成指導の方針等)

第4条 自主防災クラブの育成指導に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害等発生の際に十分な防災活動が行えるよう指導する。

2 自主防災クラブの育成指導の業務分担は、概ね別表第1号のとおりとし、相互連携と協調に努めるものとする。

(資機材の助成)

第5条 自主防災クラブの活動を支援・促進するため、別に定めるところにより、自主防災クラブに対して資機材を現物支給する。

2 自主防災クラブの運営に要する経費は、自主防災クラブ自らの負担とする。

(規約と防災計画)

第6条 第2条第2項に規定する自主防災クラブ規約及び自主防災クラブ防災計画の例示は、別紙第1号及び別紙第2号に定めるところとし、地域の自主性や実情等を十分に考慮して作成するものとする。

2 市長は、自主防災クラブに対して、前項の規約及び防災計画を住民一人一人に周知するよう指導するものとする。

(組織等変更届)

第7条 自主防災クラブは、その組織、名称、会長等に変更を生じたときは、熊本市自主防災クラブ組織等変更届（様式第3号）又は熊本市自主防災クラブ組織等解散届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(組織台帳)

第8条 自主防災クラブは結成された場合には、自主防災クラブ組織台帳（様式第5号）を作成するものとする。

(災害補償)

第9条 自主防災クラブが実施する防災訓練時の災害補償については、財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償共済制度を適用させることとする。

(熊本市ボランティア保険への加入)

第10条 市長は、自主防災クラブの熊本市ボランティア保険への加入を促進するものとする。

(各自主防災クラブ間の連携)

第11条 災害時等において、防災活動等に対する的確な情報伝達を確保するために、各自主防災クラブは、隣接する自主防災クラブとの連携協力体制の強化を促進しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係各課が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表第1号（第4条関係）

育成指導の業務分担

業 務 の 概 要	担 当
1 結成促進のための広報・啓発活動 市政だよりの利用 まなぼうさい 総合防災訓練、総合防災展等におけるPR活動 自治会等への説明 パンフレットの作製 2 相談の窓口 結成の手順説明 結成届等の交付 3 結成の認定 結成届等の受理、副申 認定（起案・決裁） 4 組織台帳の管理 台帳の作成 台帳の保管 5 助成の実施 申請書の交付、受理 起案、決定通知書送付、資機材の確保 資機材の交付、受領書の受理 6 訓練の実施 訓練の指導 訓練実施の記録 7 合同訓練、研修会の開催 8 活動実践のPR活動 9 自主防災クラブ間の連携	消防・危険 危険 消防・署所・危険 消防・署所・危険 消防・危険 消防・署所・危険 署所 消防・危険 消防・署所 消防・署所 署所 危険 署所 署所 消防・危険 消防・危険 消防・危険

* 担当は、次のとおり略して示す。

消防－予防課 署所－消防署、及び出張所 危険 －危機管理防災室

名 称
会長氏名
〃 住所
〃 電話

印

下記のとおり組織を結成したので届出します。

名 称						
校 区 名			町 内		隣保数	
世 帯 数			人 員			
結成年月日						
＊ 消 防 署 所 記 載 欄	1 結成までの経緯			3 認定副申		
	2 結成届受理年月日			副申者職氏名 印		

備 考 会長氏名を自署する場合は、押印は不要です。

熊本市自主防災クラブ 結成承認通知書

災害対策基本法及び熊本市地域防災計画に基づき、
下記自主防災クラブの結成を承認したので通知します。

記

承認 No

団体名

自主防災クラブ

年 月 日

熊本市長

熊本市長 （宛）

名 称
会長氏名
〃 住所
〃 電話

印

熊本市自主防災クラブ組織等変更届

下記のとおり変更したので届出します。

記

1 組織変更

合併 ☐	旧	名 称		
		校 区		
		町 内		
		世 帯 数	世帯	世帯
		人 員	人	人
		結成年月日	年 月 日	年 月 日
	新	名 称		
		校 区		
		町 内		
		世 帯 数	世帯	
		人 員	人	
		結成年月日	年 月 日	
分離 ☐	旧	名 称		
		校 区		
		町 内		
		世 帯 数	世帯	
		人 員	人	
		結成年月日	年 月 日	
	新	名 称		
		校 区		
		町 内		
		世 帯 数	世帯	世帯
		人 員	人	人
		結成年月日	年 月 日	年 月 日

備 考 会長氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 その他の変更

名 称 ・新クラブ名 ()

・旧クラブ名 ()

代表者 ・新代表者 $\left(\begin{array}{l} \text{住所：} \\ \text{氏名：} \end{array} \right)$

・旧代表者 { 住所：
氏名：

(3) その他

年 月 日

熊本市長 （宛）

名 称
会長氏名
〃 住所
〃 電話

印

熊本市自主防災クラブ組織等解散届

下記のとおり解散したので届出します。

- 1 自主防災クラブ名
- 2 代表者
- 3 解散年月日 年 月 日

備 考 会長氏名を自署する場合は、押印は不要です。

自主防災クラブ組織台帳

担当署所： _____

名 称						
校 区			結成年月日	年 月 日		
町 内			隣 保 数			
世 帯 数			人 員			
会 長	氏 名 〒 住 所 TEL	結成時・ 年 月 日	変 更・ 年 月 日		変 更・ 年 月 日	
	氏 名 〒 住 所 TEL	変 更・ 年 月 日	変 更・ 年 月 日		変 更・ 年 月 日	
助成資機材の品目と数量	品 目		数 量		品 目	数 量
	クラブ旗				ヘルメット	
	腕 章				ロ ー プ	
	警 笛				防災シート	
	メガホン				担 架	
	トランジスタメガホン				消火用バケツ	
	ラジオ付ライト				誘 導 旗	
	背負い式搬送ベルト				トランシーバー	
	反射ベスト					
	助成実施年月日		年 月 日			

裏面

活動記録

[illegible]

自主防災クラブ規約

（目 的）

第1条 この自主防災クラブは、地震、風水害、火災及びその他の災害の防止に努めるとともに、その被害を軽減するため、_____の住民が隣保協同の精神に基づき、自主的に防災活動を推進することを目的とする。

（活 動）

第2条 この自主防災クラブは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1） 火災予防その他の災害予防に関すること。
- （2） 防災知識の普及に関すること。
- （3） 防災訓練の実施に関すること。
- （4） 災害発生時における通報、避難誘導、初期消火、情報の収集伝達及び救急救出救護等に関すること。
- （5） その他必要と認めること。

（防災計画）

第3条 この自主防災クラブは、前条の活動を円滑に推進するため、防災計画を作成する。

（適 用）

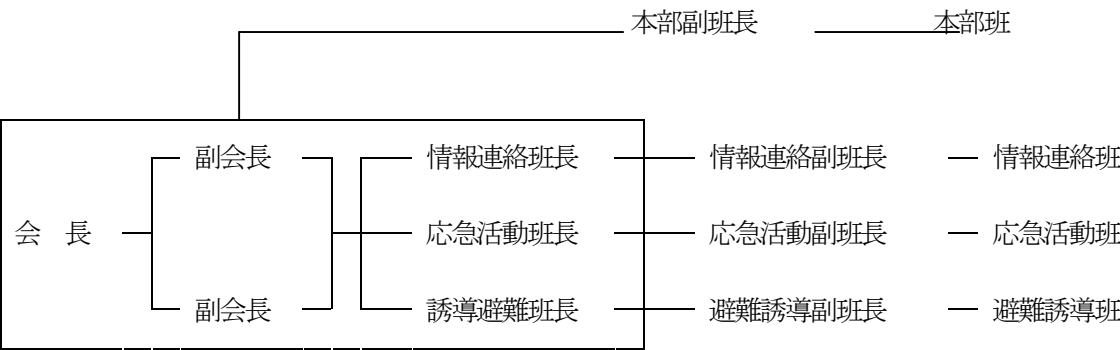
第4条 この規約は、 年 月 日から適用する。

自主防災クラブ防災計画

_____自主防災クラブの活動を円滑に推進するため、自主防災クラブ規約第3条の規定に基づき、下記のとおり防災計画を定める。

記

1 組織



2 役割

構 成	平 常 時	災 害 時
会 長	1 クラブの代表としての総括 2 クラブの運営指導	1 クラブの指揮、監督 2 他のクラブとの連携確保
副 会 長	1 会長の補佐 2 各班の連絡調整	1 会長の補佐 2 各班の連絡調整
本 部	1 年間計画の作成 2 防災訓練の開催企画 3 回覧板の作成	1 各班との調整 2 防災機関との連絡調整

情報連絡班	1 防災意識を高めるためのチラシ、ポスター、パンフレット等の配布 2 防災教室等の開催	1 情報の収集伝達 2 本部との連絡調整
応急活動班	1 地域内における巡回パトロールの実施 2 各家庭への広報	1 消火や救出、応急処置等、災害発生時の初期における活動
避難誘導班	1 危険地区の巡回パトロール及び管内状況の把握 2 避難計画及び住民名簿の作成	1 住民の避難誘導 2 避難地等での人員管理

3 避難計画

避 難 地	一時避難地	
	広域避難地	

隣保組名	人 員	一時集合場所	誘導担当者	一時避難地までの経路	距離

がけ崩れ等の危険箇所（箇条書）

- ア)
- イ)
- ウ)

4 編成表

会 長 名	TEL	構 成	
副 会 長 名	TEL	世帯数	
副 会 長 名	TEL	組・班 隣保数	
情報連絡班長名	TEL		
応急活動班長名	TEL		
避難誘導班長名	TEL	副班 長名簿 (隣保組等の役職名でも可)	

本 部		情報連絡班		応急活動班		避難誘導班	
組名	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名

班員名簿（隣保組等の役職名でも可）

[illegible]

地域ぐるみで支え合いましょう

大地震のような規模の大きな災害で、すぐには消防や警察などの救援が得られないとき頼りになるのは、住民自身が自発的につくる防災のための組織（自主防災クラブ）です。自分の大切な家族が、タンスや瓦礫の下敷きになり、一刻を争う事態となればもはや残された家族だけではどうすることもできません。さらに、高齢者や病人などの災害時要援護者といわれる方々の、安全を確保することは極めて困難な状態になることが予想されます。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、地域の自主防災クラブ等の活動に積極的に参加し、地域ぐるみで支え合いましょう。

自主防災クラブに参加しましょう

平常時の活動

自主防災クラブの活動でまず重要なのは、防災上の知識、活動の必要性や重要性を一人ひとりに理解してもらうことです。



防災知識の普及

防災講習会の開催など。住民一人ひとりが防災に関心を持つような取り組みをしましょう。

防災巡視・点検

地域内の危険箇所や防災上の問題点を洗い出し、改善すべき点是对策を立てて解決しましょう。また、防災マップの作製をしましょう。

防災資機材の整備・点検

地域の実情に応じて、消火用具や避難・救出のための防災資機材を整備・点検しておきましょう。

防災訓練

初期消火訓練や避難誘導訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練など、いざというときに的確な対応ができるよう、地域の人たちに参加を呼びかけ、防災訓練を実施しましょう。

災害時の活動

自主防災クラブでは、非常時の応急活動の目標として、主に以下のような活動を想定しているケースが多く見られます。



情報の収集・伝達

公的防災機関と連携し、災害に関する正しい情報を住民に伝えましょう。また、地域の被災状況や火災の発生状況を公的機関に伝達しましょう。

救出活動

負傷者や倒壊した家屋などの下敷きになった人たちの救出・救助活動を行います。救出作業は危険が伴いますので、二次災害に注意しましょう。

初期消火活動

消防隊や消防団が到着するまでの間、火災の拡大延焼を防ぐのが基本です。決して無理はしないようにしましょう。

医療救護活動

大災害時には、多数の負傷者が出るため、すぐに医師による治療が受けられるとは限りません。負傷者の応急手当を行い、救護所へ移送しましょう。

避難誘導

住民を避難所などの安全な場所に誘導しましょう。避難経路は災害により変化しますので、複数のルートの中から、より最適な経路で誘導しましょう。

給食・給水活動

食料や飲料水、応急物資などを配分。必要に応じて炊き出しなども行います。

災害時要援護者にやさしいまちづくりを

突然の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障がい者、傷病者、外国人などのなんらかの手助けが必要な人（災害時要援護者）です。熊本市では、これらの方を、地域と連携して支援する共助の仕組みづくりを進めています。こうした災害時要援護者を地震や火災から守るために、地域で協力し合いながら支援していきましょう。

災害時要援護者の身になって防災環境の点検を

放置自転車などの障害物はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法はあるかなど、災害時要援護者に対応した環境づくりをしましょう。



避難するときはしっかり誘導する

ひとりの災害時要援護者に対して複数の住民で支援するなど、地域で具体的な救援体制を決めておきましょう。隣近所で助け合いながら避難するようにしてください。



困ったときこそ温かい気持ちで

非常時にこそ、不安な状況に置かれている人の立場に立ち、支援する心構えを。困っている人や災害時要援護者に対し、温かいおもいやりの心で接しましょう。



日ごろから積極的なコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズにするためには、災害時要援護者とのコミュニケーションを日ごろからはかっておくことが大切です。



●高齢者や傷病者

- 複数の人で対応します。
- 緊急のときはおぶって避難します。



●耳が不自由な人

- 口を大きく動かし、はっきりと話しましょう。
- 身ぶりや筆談などで正確な情報を伝えましょう。



誘導する際のポイント

●目の不自由な人

- つえを持つ手と反対側のひじのあたりに軽く触れるか、腕や肩をかし、半歩くらい前をゆっくり進みましょう。
- 階段などの障害物を説明しながら進みましょう。



●外国人

- 身ぶり手ぶりで話しかけ、孤立させないように。



●車いすを利用している人

- 階段では2人以上で援助を。上りは前向き、下りは後ろ向きで移動します。
- 救援者が1人の場合はおんぶひもなどを利用し、おぶって避難を。



check ノート

地域の自主防災クラブの名称を確認し、書いておきましょう。要援護者のいるご家庭で支援者が決まっている場合は、支援者の方の名前と連絡先を書いておきましょう。

自主防災クラブ	なまえ	
支援者	なまえ	れんらくさき

災害に強いまちづくりの推進

危機管理防災室

自分の命・身は
自分で守る。

自 助

★防災意識の向上

- わが家の防災マニュアルの活用
- 非常持出品・備蓄品等の準備
- 家具等転倒防止・消火器の備え
- 避難所の確認、避難行動 等

地域の防災力

災害から被害を最小限に抑える。
一人ひとりの生命、身体、財産
を守る。

連携・協力

公 助

★ハード・ソフト面の対策を推進

- 学校施設等の耐震化、河川等整備
- 災害情報の伝達体制の整備
- 避難体制の整備
避難所の指定・避難勧告等
- 災害用備蓄品の備え
- 総合防災訓練、まなぼうさい
普及・啓発活動 等

自分たちの地域や町は
自分たちで守る。

共 助

★地域防災力の強化

地域ぐるみの連携・助け合い

- 自主防災クラブの結成・活動
- 避難誘導
- 災害時要援護者支援
- 避難所の運営（炊き出し等）
- 初期消火、救出・救助 等
- 訓練や普及・啓発活動 等